

1 プランの概要

- 「男女共同参画社会基本法」に基づく都道府県計画及び「高知県男女共同参画社会づくり条例」に基づく基本計画
- こうち男女共同参画会議において進捗管理
- 次期計画期間：令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5か年 ※5年ごとに改定

2 改定のポイント

- 政策的に関連が深い計画（**困難女性及びDV被害者支援計画**）を**一体的に策定**
 - ・男女が置かれた状況の違いや性別に基づく固定観念が根底にある社会問題について、具体的に取り組む内容が共通し、より広範な支援を目指す計画に統合することで、総合的かつ効果的な推進を図る。
- 関連分野との施策連携を一層強化し、実効性を高めるため、**テーマ及び構成を見直す**
- 国改定方針を踏まえ、取組の柱に新たに「**女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり**」を追加
- 取組の方向に新たに「**共働き・共育て**」の**県民運動の推進と意識改革、ハラスメント防止対策の促進**を追加

3 政策的に関連の深い計画との一体的な策定について

現行計画の名称	こうち男女共同参画プラン		困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画 (R6～R7)
	男女共同参画計画 (R3～R7)	女性活躍推進計画 ・同アクションプラン (R3～R7)	
	男女共同参画社会基本法と同じ目的を目指すもの		
根拠法 (全面施行日)	男女共同参画社会基本法 (平成13年1月施行)	女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律 (平成27年9月施行)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する法律（平成14年4月） 困難な問題を抱える女性への支援 に関する法律（令和6年4月）
目指す姿	男女の人権を尊重し、性別に関係なく一人 ひとりが活躍できる社会の実現	女性が自らの意思で職業生活を営むことを 支援し、その個性と能力を十分に発揮できる 社会の実現	・配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護 するとともに被害の回復、安全の確保を図る ・様々な理由で困っている女性を安全に生活 し、自立を目指せるように支える

次期こうち男女共同参画プランの体系図（案）

現行プラン（R3～R7）

テーマ	取組の柱	取組の方向
1 意識を変える	(1)社会全体の意識を変える	A 意識改革と社会制度・慣行の見直し B 国際規範の尊重と、国際交流を通じた男女共同参画への理解の促進
	(2)さまざまな場での意識を変える	C 家庭における男女共同参画の推進※ D 学びの場での男女共同参画教育の推進 E 働く場での意識啓発※ F 地域での意識啓発
2 場をひろげる	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大	G 政治・行政分野への女性の参画促進※ H 団体・組織への女性の参画の促進※
	(2)働く場をひろげる	I 男女がともに働きやすい職場づくりとワーク・ライフ・バランスの推進※ J 多様なニーズに応じた就労支援※ K 農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進※
	(3)地域・防災分野における男女共同参画の推進	L 地域活動における男女共同参画の推進 M 防災分野での男女共同参画の拡大
3 環境を整える	(1)育児・介護等の基盤整備	N 地域における子育て支援の充実※ O 地域における介護支援の充実
	(2)男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	P 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
	(3)生涯を通じたからだところの健康支援	Q 「人生100歳時代」を見据えたからだところの健康支援
	(4)女性に対するあらゆる暴力の根絶	R 女性に対するあらゆる暴力の根絶

※女性活躍推進計画に位置づけるもの

次期プラン（R8～R12）

テーマ	取組の柱	取組の方向
1 男女共同参画社会の 実現に向けた基盤の 整備	(1)社会全体の意識を変える 第6次基本計画策定専門調査会 検討内容を反映	A 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し B 国際規範の尊重と、国際交流を通じた男女共同参画への理解の促進 DF 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
	(2)女性に選ばれ、女性が活躍できる 地域づくり 新規	★「共働き・子育て」の県民運動の推進と意識改革 新規 C 家庭における男女共同参画の推進※
	(3)女性の活躍の場の拡大	J 生活基盤の安定に向けたきめ細かな相談・就業支援※ K 就業の場の拡大と人材育成※
2 あらゆる分野における 女性の参画拡大 女性の活躍推進計画	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大	G 政治・行政分野への女性の参画促進※ H 企業・団体・組織への女性の参画の促進※
	(2)ワーク・ライフ・バランスの推進 R7女性活躍推進法の 見直しにより追加	E 働く場での意識啓発※ I 男女がともに働きやすい職場づくりとワーク・ライフ・バランスの推進※ NO 地域における育児・介護支援の充実※ ★ハラスメント防止対策の促進 新規
	(3)女性の活躍の場の拡大	J 生活基盤の安定に向けたきめ細かな相談・就業支援※ K 就業の場の拡大と人材育成※
3 安全・安心な暮らしの 実現 困難女性支援計画 DV被害者支援計画	(1)地域・防災分野における男女共同参画の推進	L 地域活動における男女共同参画の推進 M 防災分野での男女共同参画の拡大
	(2)男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	P 困難な問題を抱える女性への支援の充実 P ひとり親家庭への支援の充実 PI 「高知型地域共生社会」の推進
	(3)生涯を通じたからだところの健康支援	Q 性と生殖に関する健康と権利についての教育・啓発
	(4)ジェンダーに基づく暴力の根絶 女性に対する暴力に関する 専門調査会検討内容を反映	R 暴力を容認しない社会基盤の形成 R 性犯罪・性暴力対策の推進 RDV 対策の推進

国計画に
合わせる

女性の活躍推進計画

困難女性支援計画

DV被害者支援計画